

平成22年度「元気発進！子どもプラン」  
に関する点検・評価 報告書

平成23年8月  
北九州市子ども家庭局

## 目 次

### 「元気発進！子どもプラン」について

#### 点検・評価の基本的考え方

##### 点検・評価の方法

- 1 点検・評価の指標
  - (1) 施策
  - (2) 事業
- 2 「元気発進！子どもプラン」の点検・評価のための市民アンケート
  - (1) 調査目的
  - (2) 調査期間
  - (3) 調査方法および調査対象
  - (4) 回収結果
- 3 点検・評価の視点
  - (1) 施策
  - (2) 事業

##### 各施策の点検・評価

- 1 働き方の見直し
- 2 保育サービス
- 3 放課後児童クラブ
- 4 母子保健
- 5 母子医療
- 6 子育ての悩みや不安への対応
- 7 就学前教育
- 8 青少年の健全育成
- 9 若者の自立支援
- 10 家庭の教育力の向上
- 11 安全・安心なまちづくり
- 12 社会的養護が必要な子どもへの支援
- 13 ひとり親家庭への支援
- 14 児童虐待への対応
- 15 障害のある子どもへの支援

#### 事業評価票

## 「元気発進！子どもプラン」について

「元気発進！子どもプラン(北九州市次世代育成行動計画【平成22～26年度】)」は、「北九州市基本構想・基本計画(「元気発進！北九州」プラン)」の部門別計画として、子どもの健全育成や子育て支援をより効果的なものにするため、これまでの取り組みや評価をはじめ、子どもや子育ての現状・課題、社会経済や国の動向等を踏まえ、今後の取り組みを総合的、体系的に整理した上で策定した計画である。

### 点検・評価の基本的な考え方

子どもの健全育成や子育て支援の推進においては、子どもや子育て家庭の視点に立った柔軟かつ総合的な取り組みが必要である。

そのため、個別事業が計画どおり進捗しているか(アウトプット)だけでなく、個別事業を束ねた施策や計画全体としてどの程度成果が上がっているのか(アウトカム)について点検・評価を行い、施策・事業の改善につなげていく。

点検・評価は、学識経験者や市民、子育て支援関係者等からなる「北九州市次世代育成支援対策地域協議会」の意見を聴きながら行い、その結果はホームページなどで市民に分かりやすい形で公表する。

### 点検・評価の方法

#### 1 点検・評価の指標

##### (1) 施策(15)

施策を構成する事業の取り組み内容や、施策ごとに設定している成果の指標などをもとに評価する。

##### (2) 事業(312)

事業の実施結果などにより、「有効性」「経済性・効率性」「適時性」「市の関与の必要性」の観点から評価するとともに、「今後の方向性」「次年度の計画」を明記する。

また、可能な限り、成果・活動指標を数値により設定し、評価の参考とする。

#### 2 「元気発進！子どもプラン」の点検・評価のための市民アンケート

##### (1) 調査目的

「元気発進！子どもプラン」の点検・評価のため、子育て中の家庭の状況や子育ての実態、保護者の意識などを把握するため、平成22年度から市民アンケートを実施している。

##### (2) 調査期間

平成22年度分：平成22年12月10日～12月20日

平成23年度分：平成23年5月9日～5月23日

##### (3) 調査方法および調査対象

調査方法 郵送調査

調査対象

・未就学児の保護者：200人

・小学生の保護者：200人

・中高生の保護者：200人

・15歳以上39歳以下の男女：200人(平成23年度分から)

対象者は、住民基本台帳より無作為抽出。

(4) 回収結果

	平成22年度				平成23年度			
配布数	200	200	200		200	200	200	200
有効回収数	96	88	68		93	91	63	53
有効回収率	48.0%	44.0%	34.0%		46.5%	45.5%	31.5%	26.5%

- : 未就学児の保護者
- : 小学生の保護者
- : 中高生の保護者
- : 15歳以上39歳以下の男女(23年度分から)

注) この点検・評価に記載している「(参考)プラン掲載数値等」は、国勢調査やプラン策定時に実施した「市民ニーズ調査」などの結果であり、これらは本アンケートとはその対象者や対象人数などが異なっている。

3 点検・評価の視点

(1) 施策

成果の指標、構成事業の実施状況などをもとに評価

- A: 大変良い状況にある
- B: 概ね良い状況にある
- C: 概ね良い状況とまでは言えない
- D: 不十分な状況にある

(2) 事業(「事業評価票」にて使用する視点)

実施結果、有効性、経済性・効率性、適時性、市の関与の必要性などをもとに今後の方向性を決定

- ア: 事業の見直しを図ることが可能
- イ: 休止・廃止を検討
- ウ: 現状のまま進めることが適当
- エ: 終了

## 各施策の点検・評価

### 1 働き方の見直し

#### 施策の方向性・柱

「男女が共に働きながら、子育てができる風土の定着～ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進」

地域が一体となったワーク・ライフ・バランスの推進

企業等におけるワーク・ライフ・バランス推進に対する支援

男女の固定的な役割分担意識の解消と男女共同参画への理解促進

#### 指標

点検・評価の ための指標	実績・アンケート結果等の推移						(参考)プラン掲載数値等
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
週労働時間60時間以上の雇用の割合		30.6%	32.2%				平成17年度:10.2% 減少 <国勢調査>
仕事と生活の両立が図られていると感じる人の割合		34.3%	32.9%				平成20年度:27.8% 増加 <市民ニーズ調査>
家事をしていない父親の割合(就学前児童の父親)		40.4%	48.0%				平成20年度:39.4% 減少 <市民ニーズ調査>
育児をしていない父親の割合(就学前児童の父親)		19.7%	19.6%				平成20年度:10.3% 減少 <市民ニーズ調査>
家事をしていない父親の割合(小学生の父親)		52.0%	57.3%				平成20年度:38.5% 減少 <市民ニーズ調査>
育児をしていない父親の割合(小学生の父親)		40.0%	24.6%				平成20年度:16.7% 減少 <市民ニーズ調査>

## 平成22年度の主な取り組み、評価

地域が一体となってワーク・ライフ・バランスを推進するため、企業、働く人、市民、行政で構成される「北九州市ワーク・ライフ・バランス推進協議会」を運営し、平成22年度の取組目標を「子育てと仕事の両立支援」と定めて、子育て支援や企業等の取組支援に積極的に取り組みました。

11月の推進キャンペーンでは、市民から公募した「充実生活デイリースローガン」の入賞作品をラジオや新聞紙上などで広報するとともに、子育て世代への効果的な情報発信を目的として、携帯サイトを開設するなど工夫して、ワーク・ライフ・バランス推進の意義や必要性をPRしました。また、福岡労働局と協働で市内事業所等に対するノー残業デーの呼びかけも行いました。

加えて、学校開放週間などを協賛事業として位置づけることで、子育て中の多くの市民に対してワーク・ライフ・バランス推進のPRをすることができました。

企業等におけるワーク・ライフ・バランス推進に対する支援として、ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組む企業等3社と個人2名を表彰し、その具体的な事例・取り組みを広く情報提供しました。また、次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」策定セミナーを4回開催し、107社、117名の参加を得たほか、ワーク・ライフ・バランス推進アドバイザーとして社会保険労務士を11社に対して15回派遣して、企業等における具体的な取組支援を行いました。

地域における男女の固定的な役割分担意識の解消と男女共同参画への理解促進を図るため、北九州市女性団体連絡会議やNPO等との協働による「男女共同参画フォーラム in 北九州」(37回、3,385人参加)や男女共同参画に関する広報啓発事業(33回、1,875人参加)を、市民センターをはじめ、保育所、高校、大学などで実施し、若い世代に向けた啓発も積極的に行いました。

また、男女共同参画センター・ムーブや勤労婦人センター・レディス(もじ、やはた)における「父と子の食育講座」や子どもの館等で実施した「ソフリエ・パパシエ認定講座」など、男性向け家事・子育て関連講座を実施するとともに、副読本やパンフレットを活用した小中学生、若者向けの啓発活動などに努めました。

平成22年度評価	B	「北九州市ワーク・ライフ・バランス推進協議会」を運営し、企業、働く人、市民、行政が一体となって、市民や企業等におけるワーク・ライフ・バランス推進のための取り組みを積極的に行うとともに、男女共同参画への理解促進のための様々な広報啓発事業を行ってきました。しかしながら、「元気発進！子どもプラン」の点検・評価のための市民アンケートにおける「家事をしていない父親」の割合の減少に結びついていないなど、これらの取り組みが社会に十分認知され、定着してい
----------	---	---

		<p>るとは言い難い状況です。      今後も、市民や企業等に対して、さらなる働きかけが必要です。</p>
--	--	--

**今後（平成23年度以降）の課題と主な取り組み**

平成22年度市民意識調査の市政評価において、ワーク・ライフ・バランスの取り組みの大きな柱の一つである「子育て支援の推進」は第4位に評価されたものの、ワーク・ライフ・バランスという言葉聞いたことがない人が多いなど、ワーク・ライフ・バランスそのものについては、まだ、社会に十分認知されているとは言い難い状況にあります。このため、推進キャンペーンをより効果的に実施するなど、幅広い広報啓発事業をさらに充実していきます。

家事・育児をしていない子育て中の父親の割合が減少していないというアンケート調査の結果を踏まえ、今後は新たに企業等に出向いて育児講座を行うなど、企業等との連携を図りながら、男性の家事・育児への参加促進に取り組めます。また、子育て中の保護者にワーク・ライフ・バランスの意義や必要性を理解してもらうため、学校開放週間に関する情報を企業から従業員に対して直接発信してもらうなど、企業に対してより積極的な働きかけを行っていきます。

北九州地区の一般事業主行動計画策定届の届出率(労働者数101人～300人の企業)は、平成22年度末現在で県内トップとなっているものの、約4割が未届けです。「北九州市ワーク・ライフ・バランス推進協議会」では、届出率95%を平成23年度の取組目標として定め、セミナー開催などで企業等の取組支援を行っていきます。

男女共同参画に関する市民意識調査の結果では、本市においては男女の固定的な役割分担意識が根強く残っており、継続的に意識改革に取り組んでいくことが求められています。地域における男女共同参画の理解促進をより効果的に進めるため、北九州市女性団体連絡会議やNPOなど関係機関と連携し、ワークショップ形式など啓発手法を工夫しながら、市民の意識改革の促進に努めます。

## 2 保育サービス

### 施策の方向性・柱

「保育に欠ける子どもは誰でも保育所に入所でき、多様なニーズに応えながら、子どもの健やかな育成を支援する保育サービスの実現」

- 保育の質の向上
- 多様なニーズに対応した特別保育の充実
- 障害児保育の充実
- 保育サービスの基盤整備（適正配置の推進）
- 直営保育所の再編と機能強化
- 保育所における子育て支援の充実

### 指標

点検・評価のための指標	実績・アンケート結果等の推移						(参考)プラン掲載数値等
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
待機児童数 (年度当初)	0人	16人	0人				0人を維持
待機児童数 (10月)	12人	89人					年度途中の待機児童を解消
保育所に対する満足度(施設、環境)		66.7% (38/57)	80.0% (36/45)				平成20年度:79.6% 向上 <市民ニーズ調査>
保育所に対する満足度(保育内容)		82.5% (47/57)	91.1% (41/45)				平成20年度:90.4% 向上 <市民ニーズ調査>

### 平成22年度の主な取り組み、評価

臨床心理士と保育課保育士が、虐待が疑われる子どもやその保護者が通う保育所を訪問し、93件の事例について、児童のケアや保護者の支援・指導を行いました。

専門性の向上に向け、階層別・課題別・職種・施設別の研修内容の充実を図り、施設長や保育士などの資質向上を図りました。

認可外保育施設については、市主催の研修への参加を促進することや、31箇所すべての届出対象施設に対して立入調査を行うなど、保育指導専門員による指導監督を通じて保育の質の向上を図りました。

保育所のサービスの質の向上を図り、保護者へより適切な情報提供をする第三者評価事業は、市内認可施設157施設のうち、124施設が参加し、実施率79%になりました。第三者評価事業に参加した保育所は、評価を通じて運営における具体的な問題点を把握し改善を行いました。

多様化する就労形態にきめ細かな対応ができるよう、午後7時まで1時間受け入れを延長する保育所を1箇所増やし、合計143箇所を実施するなど、特別保育を拡充しました。

保護者の勤務の都合などにより、家庭での保育が困難な、病期中・病気回復期にある児童を一時的にあずかる病児・病後児保育については、市内8箇所を実施しました。

統合保育が可能な重度の障害のある子どもを直営保育所で受け入れました。また、障害をもった子どもたちに適切な支援をするため、重度障害児や発達障害児についての研修を行いました。

直営保育所の持つノウハウを活かし、八幡西区黒崎保育所に「親子通園クラス」を設置し、発達の気になる子どもを保護者とともに受け入れ、遊びや体験、相談を通じて継続した支援を行いました。

年間を通じた待機児童の解消を図るため、保育所が不足する地域（高須・江川地区）への保育所新設（1施設）や既存保育所の老朽改築（3施設）に合わせ定員増を行うなど、合わせて175人の定員増を実施しました。

産休明けを含む乳幼児期の保育ニーズに対応するため、家庭保育員2名の増員を図りました。

保育所運営の効率化と機能の集約・強化を図るため、直営保育所1施設を民営化しました。

「公民パートナーシップの推進」の一環として、直営保育所1施設において、保育所調理業務の民間委託を行いました。

家庭における子育て支援をするため、保育所や地域子育て支援センター、子育て支援サロン“ぴあちえーれ”などにおいて、子育て相談を行い、育児講座の開催や育児サークル支援、育児情報の提供など、積極的に行いました。

保育所の食育推進として、子どもには栽培活動やクッキングなどの体験と給食を活用した食育指導、保護者には試食会や食育だより配布などの食育の啓発を行い、地域の子育て家庭には、保育所・地域子育て支援センターなどで講演会開催やレシピ配布などの食育を行いました。

平成 2 2 年度評価	B	<p>平成 2 2 年度は 3 年ぶりに年度当初の待機児童が 1 6 人生じました。年間を通して見た場合も待機児童は発生しており、その解消に向けて、新設や改築による定員増を図りました。その結果 2 3 年度の年度当初の待機児童数は 0 人でした。また、保育の質の向上に向けた取り組みでは、研修内容の充実を図るとともに、保育所に対するニーズの多様化などに対応した特別保育の拡充、保育所における子育て支援の充実などに計画的に取り組み、「元気発進！子どもプラン」の点検・評価のための市民アンケートにおける「保育所に対する満足度(保育内容)」は 9 1 . 1 % という結果でした。</p> <p>なお、子どもの健やかな育成を支援する保育サービスの取り組みは、子ども・家庭・地域をとりまく状況が変化する中で、まだ十分でないものもあり、さらに取り組みの充実を図ります。</p>
-------------	---	--

#### 今後（平成 2 3 年度以降）の課題と主な取り組み

認可保育所では、1 歳児が歩行を開始し、行動範囲が大幅に広がる時期であることや、心身ともに成長が著しく、特に細やかな関わりが必要であることなどを踏まえ、児童 6 人に対して保育士 1 人を配置する国の基準を、本市独自の加配として、平成 2 3 年 7 月から児童 5 人に対して保育士 1 人に拡充し、質の高い保育サービスを提供します。

保育所からの相談内容によっては複数回の訪問が必要なため、臨床心理士と保育課保育士の派遣回数を増やし、保育所の保育指導や相談機能の強化を図ります。

認可外保育施設については、児童の健全育成の観点から、施設及び職員の質の向上を図るため、きめ細やかな指導や研修の充実などの支援を引き続き行うとともに、新たに開設される施設の把握に努め、既存施設と同様に、きめ細やかな指導などを行います。

第三者評価事業は全保育所の参加を積極的に促し、第三者による評価を通して保育の質の向上と利用者への情報提供を行います。

保護者の多様な就労形態や社会状況を踏まえ、ニーズに沿うよう必要な特別保育の拡充を引き続き行います。

病児・病後児保育については、各区の配置状況などを踏まえ小倉北区(井堀地区)において新たに1施設の拡充を行います。

「親子通園クラス」は、平成23年7月より小倉北区東篠崎保育所(直営)で、事業を開始します。

統合保育が可能な重度の障害のある子どもを直営保育所で引き続き受け入れます。

利用者の保育ニーズに合わせ、保育所配置の現状や地区ごとの就学前児童数、保護者の就労希望の動向を踏まえながら、入所希望に対応できるよう「適正配置」を進め、年間を通じた待機児童の解消と年度当初における定員超過入所の解消を目指します。

子どもが跳んだりはねたり元気に遊ぶことができるように、また、地温上昇の防止や芝生の管理を通じた子どもたちへの環境教育と地域コミュニティの向上につながるよう、平成23年度にモデル事業を2箇所を実施して、市内保育所園庭の芝生化を推進します。

保育所給食において、食物アレルギーに対する除去及び代替食の提供に当たり、調理員の負担軽減及び児童の安全確保の観点から、現行の加配基準を見直し、調理環境の改善を行います。

保育所での子育て支援として、地域の子育て家庭を対象とした、育児や食育の相談や講演会等を充実します。

### 3 放課後児童クラブ

#### 施策の方向性・柱

希望するすべての子どもが入所でき、充実した活動ができる放課後児童クラブの実現  
 放課後児童クラブの運営基盤の強化  
 放課後児童クラブの魅力向上

#### 指 標

点検・評価の ための指標	実績・アンケート結果等の推移						(参考)プラン掲載目標値
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
待機児童数	26人	9人	0人				平成21年度:26人 26年度:0人
登録児童数7 人以上の大 規模クラブ数	16クラブ	6クラブ	3クラブ				平成21年度:16クラブ 26年度:0クラブ
放課後児童ク ラブに対する 満足度 (施設、環境)		77.3% (17/22)	77.3% (17/22)				平成20年度:67.1% 向上 <市民ニーズ調査>
放課後児童ク ラブに対する 満足度 (利用日、利 用時間)		72.7% (16/22)	81.8% (18/22)				平成20年度:78.8% 向上 <市民ニーズ調査>

#### 平成22年度の主な取り組み、評価

すべての放課後児童クラブで、希望する子どもが入所できること(全児童化)を目指して、新設・増設等の施設整備(30施設)を行いました。また、適切な指導を行う上で必要な環境を整えるため、71人以上のクラブについては分割を進めてきました。

全児童化に併せて、クラブの運営体制の強化のため新たに安全管理マニュアルを作成し研修を行いました。また、障害のある子どもへの対応のため経験年数に応じた階層別の研修を行うなど、指導員の資質向上のため研修の充実に取り組みました。

放課後児童クラブの活動内容の充実を目指して、各クラブの活動内容を調査し、活動事例集を作成しました。各クラブにおいて活動に役立ててもらうため、研修を通じて取り組み事例を紹介しました。

平成 2 2 年度評価	B	<p>全児童化に必要な施設整備を概ね終え、平成 2 3 年 4 月には放課後児童クラブを設置する全ての校区において、全児童化を実施できました。</p> <p>全児童化に伴い、登録児童数の増加が見込まれ、今後もクラブの運営基盤を強化する取り組みが必要です。また、クラブの活動内容の充実のため、地域の特色を活かした魅力あるクラブづくりを支援していくことが必要です。</p>
-------------	---	--

#### 今後（平成 2 3 年度以降）の課題と主な取り組み

クラブの運営体制の強化のため運営マニュアルを作成し研修を行うとともに、指導員の資質向上のための研修に継続して取り組んでいきます。

全児童化により、受け入れが増加する障害のある子どもへのかかわり方などについて専門的見地から助言・指導を行うため、臨床心理士のクラブへの巡回派遣事業（巡回カウンセラー制度）に取り組んでいきます。

クラブにおける体験活動や交流活動等の充実を目指して、夏休みを中心に地域の方や青少年ボランティアと連携したモデル事業を実施し、地域の特色を活かした魅力あるクラブづくりを支援するための仕組みづくりを検討していきます。

地域や学校に積極的にクラブの取り組みなどの情報を発信するとともに、クラブでの様々な活動を通して地域等との協力関係を築きながら、連携の仕組みづくりを検討していきます。

## 4 母子保健

### 施策の方向性・柱

母子の健康の保持・増進による安心して生み育てるための環境づくり  
 安全に安心して妊娠・出産できる環境づくり  
 養育支援の必要な家庭に対する支援の充実  
 発達気になる子どもの早期発見、早期支援体制の強化  
 基本的生活習慣の定着や食育の推進  
 適切な思春期保健の推進

### 指標

点検・評価の ための指標	実績・アンケート結果等の推移						(参考)プラン掲載目標値
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
妊娠 11 週までの妊娠届出者の割合	87.0%	91.0%					平成 20 年度:58.8% 26 年度:100%
生後 4 か月までの乳児家庭訪問の割合	78.4%	81.1%					平成 20 年度:68.5% 26 年度:100%
「親子遊び教室」の開催数	3 区	6 区					平成 20 年度:3 区 全区での開催
10 代の人工妊娠中絶率	14.1% (20 年度)						平成 19 年度:14.4% 低下

### 平成 22 年度の主な取り組み、評価

妊娠中の母体の健康保持と胎児の健やかな発育を支援するため、妊婦に必要な健康診査 14 回を公費助成するとともに、検査項目に H T L V 1 抗体検査を追加し、妊婦健康診査の充実を図りました。また、早期の妊娠届け出や確実な受診の勧奨を行い、11 週までの妊娠届け出の割合は、平成 21 年度 87% から平成 22 年度 91% と増えました。

子育ての孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図るため、保健師や助産師等の専門職及び主任児童委員による「生後 4 か月までの乳児家庭全戸訪問」を実施し、子育て情報の提供を行うとともに、育児の相談に応じるなどの支援を行いました。

乳幼児の心身の発達や育児不安に対する相談に、小児科医師、臨床心理士、作業療法士、保健師、保育士などの専門職がチームで対応する「わいわい子育て相談」を充実するとともに、発達障害を早期に発見し支援するため、医療機関や保育所、専門機関等と連携を図り、体制の強化を検討しています。

また、遊びを通して支援する「親子遊び教室」を平成22年度からは6区で開催しました。

食育の推進のため、食育のスタートとなる妊娠期、授乳・離乳期、幼児期において、各段階に応じた食に関する講話や調理実演などの教室を、主に区役所で定期的開催するほか、平成22年度は、休日の開催や調理実習などの体験型教室、託児を併設した離乳食教室などを実施しました。また、10月～11月の「北九州市食育キャンペーン」期間中に『親子で朝ごはん教室』も開催しました。

思春期保健の関係者による連絡会を開催し、思春期保健の課題を共有するとともに、学校において活用できる教材集を作成し、健康教育を効果的に推進するため検討を行いました。

平成22年度評価	B	<p>妊婦健康診査の公費助成を拡充し、妊娠早期の受診勧奨を行うとともに、乳児家庭全戸訪問や乳幼児発達相談指導を実施することで、妊娠期から乳幼児期までの健康管理や支援体制の仕組みは概ねできています。</p> <p>今後は、この仕組みがより有効に機能できるよう、更なる取り組みが必要です。</p> <p>また、思春期保健については、関係者による課題を共有し、学校現場で活用できる教材集を作成することができたため、今後は、実践に向けて、更なる取り組みを検討していく必要があります。</p>
----------	---	---

今後（平成23年度以降）の課題と主な取り組み

健康診査の受診率は増加傾向にありますが、早期の妊娠届け出や14回の妊婦健診全てを受診していない妊婦がいるため、受診勧奨の周知をさらに充実させる必要があると考えています。また、妊婦健康診査は、県内統一した健診内容で実施していることから、母体や胎児の健康管理を図るため、健診内容について関係機関と検討を行っていきます。

母子健康手帳は、母子の健康状態を記録するとともに、子育てに関する正しい知識の普及を図ることを目的に、妊婦全員に交付しており、周知方法としての効果は高いため、母子健康手帳に盛り込まれている様々な情報を見やすくするなど、より効果的に活用できるように検討します。

10代の妊婦や産後うつ等、養育に問題を抱える家庭に対して、早期に対応し、継続した支援を行うために、関係機関との連携体制の強化が必要であることから、産科・小児科・精神科の医療機関等と産後うつ対策について検討します。

また、育児不安を抱える家庭や不適切な養育状態にある家庭に対して、安定した児童の養育が可能となるよう、育児や簡単な家事等の指導や援助方法について、検討します。

発達障害を早期に発見し支援することは、子どもの健やかな発育を促し、保護者の不安の軽減や様々な問題を予防することができるため、乳幼児健診項目の見直しや関係機関との連携等、早期発見及び早期支援体制をさらに強化する必要があります。

食育の推進を図り、基本的な生活習慣を育成するためには、乳幼児期は大切な時期であることから、乳幼児の保護者に対して、知識の普及を図ることは重要です。育児教室や母子の栄養教室等について、現状の実施方法では参加できにくい人もいるため、参加しやすい教室内容にするなどの工夫が必要です。

思春期の健康教育を推進するために、性教育関連教材集を活用したモデル教室の実施及び結果を検証し、思春期の心身の変化を正しく理解し、自分自身の心と体を大切にする健康教育（性教育等）を推進します。

## 5 母子医療

### 施策の方向性・柱

周産期医療体制や小児救急医療体制の維持・確保  
 周産期医療・小児救急医療体制の維持・確保  
 不妊治療に関する支援の充実および市民の理解促進

### 指 標

点検・評価の ための指標	実績・アンケート結果等の推移						(参考)プラン掲載目標値
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
周産期医療、 小児救急医療 体制	・4基幹病院での専門的な医療の提供 ・市内医療機関の連携による24時間365日対応の小児救急医療体制の維持	・4基幹病院での専門的な医療の提供 ・市内医療機関の連携による24時間365日対応の小児救急医療体制の維持	体制維持				体制維持

### 平成22年度の主な取り組み、評価

第1回北九州周産期母子医療協議会を平成23年1月に開催し、周産期医療における基幹病院の現状や課題等について関係医療機関等と情報共有するとともに協議を行うなど、周産期医療体制の充実を図りました。

小児救急医療体制の充実を図るため、小児救急医療に関する研修（ワークショップ）や小児救急医療に関する会議を行いました。平成22年7月に実施した5回目となる小児救急医療ワークショップでは、全国から215名の医療関係者の参加がありました。また、平成23年2月には小児救急ネットワーク部会を開催し、平成21年度に取り組んだ新型インフルエンザ対策の小児救急ネットワーク事業についての検討等を行いました。

乳幼児等医療費支給制度については、乳幼児等の健康の保持と健やかな育成を図るため、保険診療にかかる医療費の自己負担額について、通院医療費の対象を小学校就学前まで、入院医療費の対象を小学校3年生まで助成していましたが、平成22年10月に、入院医療費の対象を小学校6年生まで拡大しました。

妊娠中の疾病、未熟児や障害児の重症化を抑制するとともに、保護者の経済的負担の軽減を図るために、母子公費負担医療費助成および医療給付を行いました。

不妊に悩む方の心理的負担や治療費の経済的負担を軽減するため、特定不妊治療費の公費助成額を拡充するとともに、不妊に関する情報を情報誌に掲載するなど普及啓発に努めました。また、専門の相談窓口を設置し、不妊に悩む方の相談に応じるとともに、不妊に悩む方同士の交流会を開催しました。その結果、特定不妊治療費助成の申請者や相談者数が増加しました。

平成 2 2 年度評価	B	<p>周産期医療・小児救急医療については、全国的な医師不足の中、その体制を維持するとともに、充実に努めました。</p> <p>医療費の負担を軽減するために、乳幼児等医療費支給制度や特定不妊治療費助成などの公費助成を行っており、その制度については定着してきています。</p> <p>今後も事業の啓発を図るとともに、継続していくことが必要です。</p>
-------------	---	--

#### 今後（平成 2 3 年度以降）の課題と主な取り組み

産科等の医師は未だ減少傾向にあり、本市においても分娩できる医療機関は減少しています。このような状況に対応するため、周産期に関する専門的な医療の提供に関する研修や北九州周産期母子医療協議会等への支援を行い、これらに関する医師の確保を図るなど周産期医療体制の維持確保に努めます。

小児救急医療については、関係者の技術向上や小児救急ネットワーク体制の維持・充実など、これらに関する課題等について関係者による協議を進めるとともに、本市の取り組みを全国に発信していきます。

入院医療費については、経済的負担が大きいことから、子どもを持つ家庭の医療費負担のさらなる軽減のため、平成 2 3 年 1 0 月に助成対象を中学生まで拡大します。

不妊治療費の助成や専門相談窓口の周知を図ります。また、不妊に悩む方の心理的負担を軽減するため、不妊に悩む方の交流会を実施するとともに、一般の方が不妊に関する理解を深めるよう、不妊に関する広報等の充実に努めます。

## 6 子育ての悩みや不安への対応

### 施策の方向性・柱

市民みんなで子どもや家庭を支援する、子育てに優しい地域社会の実現  
 地域における子育て支援の環境づくり  
 市民が利用しやすい相談体制  
 必要とされる子育てに関する情報が市民に届く仕組みづくり

### 指 標

点検・評価の ための指標	実績・アンケート結果等の推移						(参考)プラン掲載目標値
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
子育てが地域の の人に支えら れていると感じ る人の割合		52.0% (132/254)	55.2% (153/277)				増加
子育ての悩み や不安を感じ る人の割合 (就学前)		35.4% (34/96)	34.6% (37/107)				平成20年度:53.9% 減少 <市民ニーズ調査>
子育ての悩み や不安を感じ る人の割合 (小学生)		34.1% (30/88)	33.7% (34/101)				平成20年度:64.3% 減少 <市民ニーズ調査>

### 平成22年度の主な取り組み、評価

行政のみならず、地域の子育て支援活動に携わっている団体・企業等にも参加を呼びかけ、本市が子育て日本一を実感できるまちづくりを進めていることを、「すくすく子育てフェスタ」を通して広く市民にPRし、来場者数8,400人、参加団体数46団体となるなど大変盛況なイベントとなりました。また、内閣府と共催で「子育て支援を推進するリーダー育成セミナー(企業向け・NPO向け)」を開催し、地域での子育て支援活動の一層の推進に取り組みました。

本市が取り組んでいる子どもの健全育成や子育て支援についての成果や課題、データを盛り込んだ「子ども家庭レポート」を発刊しました。

地域における子育て支援の環境づくりを進めるため、市民センター等を拠点とした子育て支援活動を促進する「子育てに優しいまちづくり推進事業」を実施しました。平成22年度は10地域を採択し、財政的支援、人的支援(アドバイザーを地域に派遣し子

育て支援活動をサポート)、人材育成支援(子育てに関する研修会(2月実施)や活動事例報告会(3月実施))を行いました。採択地域においては、地域の実情に応じた、地域ぐるみの子育て支援活動を展開しました。本事業を通じて、身近な地域で子育てを支える取り組みに支援を行い、地域社会全体で子育てを支援する環境づくりを進めています。

乳幼児を抱える保護者の子育てを支援する取り組みの一環として、区役所などの公共施設だけでなく、商業施設など民間施設とも協働しながら、外出中に授乳やオムツ替えなどで立ち寄ることができるような施設を「赤ちゃんの駅」として登録し、子育て家庭が安心して外出できる環境づくりを進めました。平成22年度末には326施設となりました。

乳幼児を抱える保護者の子育てへの不安を軽減するため、親子が気軽に集い、交流、情報交換、育児相談等ができる「親子ふれあいルーム」の整備を行っており、平成22年度は、小倉北区役所と八幡西区役所の2箇所の整備を行いました。これにより、全区における親子ふれあいルームの整備が完了しました。

育児サークルに、遊具・教材等を購入する費用の一部を補助しました。

8箇所の地域子育て支援センターでは、子育てに関する相談事業を行い、子育てワンポイントアドバイスや遊びの紹介など保護者が子育てを楽しめるための講座を実施しました。また親子で遊べるフリースペースも利用者が多く、身近な施設で子育て支援を行いました。

保育所の保育士を子育てに関する相談や育児サークルの支援等に対応できる「子育て支援員」として養成し、全保育所で相談活動や育児情報の提供などを行いました。

ほっと子育てふれあい事業において、会員の基本研修やステップアップ研修、会員相互の交流会活動等を積極的に行い、会員の資質のさらなる向上を図りました。また、定期的な会員募集やPR等により、援助活動の需要に応えられるだけの提供会員の増加を図り、会員数は前年度比で100名、活動件数は2,378件増加しました。

リフレッシュ利用などの一時保育実施保育所を、平成23年度の開所に向け、新設と既存保育所の老朽改築に合わせて4箇所整備をしました。

子ども手当は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを応援するという趣旨のもと、中学校修了までの児童に、月額13,000円を支給するもので、平成22年4月1日より支給が開始されました。今年度は、平成23年3月末現在で、延人数で1,228,964人に支給しました。

区役所子ども・家庭相談コーナーでは、家庭と子どもに関するあらゆる相談に応じ、それぞれの相談に応じた支援・対応を行うとともに、必要に応じて他の機関のサービス・支援へとつなぎました。また、平成22年4月から、全区役所に保育士を配置し、体制の充実を図りました。

子育て支援サロン“ぴあちえーれ”では、保育士等の資格等を持つコーディネーターによる相談の対応を行うとともに、子育て電話相談を北九州市保育士会の協力を得て実施しました。また子どもの発達や心の育ちの話、親子遊びの紹介、乳幼児の食事についてなど専門家による育児講座を10回実施しました。

子ども総合センターでは、児童福祉司や児童心理司など専門性を有する職員を配置し、子どもに関する相談の受付（24時間体制）児童虐待や非行・不登校などへの対応、心理・障害の判定、一時保護などを行っています。平成22年度は4,683件の相談を受け付けました。また、非行相談担当ラインを新設するなど、体制の充実を図るとともに、相談電話番号を明記したカードを配布し、PRを行いました。

必要とされる子育てに関する情報が、市民にタイムリーにかつ手軽に入手できるよう、情報誌「北九州市子育て情報」、ホームページ「子育てマップ北九州」を子どもの成長に応じた構成に改修し、発行対象、部数の拡大、メールの配信システムの構築等を実施しました。

平成22年度評価	B	<p>市民みんなで子どもや家庭を支援する、子育てに優しい地域社会の実現に向け、「親子ふれあいルーム」の整備や、必要とされる子育て情報が市民に届くよう、情報提供の方法を見直すなど、事業の充実を図り、「元気発進！子どもプラン」の点検・評価のための市民アンケートにおける「子育ての悩みや不安を感じる人の割合」は前年度と比べ、わずかではありますが、減少しました。</p> <p>今後も地域社会全体で子育てを支援する環境づくりを進め、子育てを地域で支えるという市民の意識をさらに啓発するなどの取り組みが必要です。</p>
----------	---	---

#### 今後（平成23年度以降）の課題と主な取り組み

本市の子ども家庭施策や子どもを取り巻く環境などについて、より多くの市民に周知されるよう、今後もわかりやすい「子ども家庭レポート」の作成に努める必要があります。

「子育てに優しいまちづくり推進事業」では、地域のつながりが希薄化していると言われていた中、親子が安心して子育てできるように、市民センター等を拠点とした子育て支援活動を推進するとともに、地域の一員として地域とつながることができるよう、自主的な活動を促進します。

親子ふれあいルームの利用を促進するとともに、地域との連携のあり方など、機能充実について検討します。

育児サークルやボランティア団体などによる、身近な地域で自主的に行われる活動を支援します。

地域子育て支援センターについては、8箇所が独自性を活かした運営を行っています。各支援センターが意見交換を行い情報を共有し、より市民ニーズに応じたサービスの提供に向けて支援センターの機能強化を図ります。

ほっと子育てふれあい事業においては、提供会員数は増加していますが、援助活動の需要も高まり続けているため、今後とも提供会員数の増加に努めるとともに会員の資質の向上を図ります。

子どもに関するあらゆる相談に適切に対応するため、より一層の体制の充実や職員の資質向上を図るとともに、区役所子ども・家庭相談コーナーの周知に努めます。

子育て支援サロン“ぴあちえーれ”では、子育てに関する相談に応じるとともに、利用者に必要な関係機関との連携、情報の提供を行います。

保護者の子育てに対する悩みや不安の解消を図るため、情報誌「北九州市子育て情報」を定期的に見直すとともに、ホームページ「子育てマップ北九州」の適切な管理、「子育て情報メール」からの配信情報の充実など、必要とされる子育て情報について、市民がタイムリーにかつ気軽に入手できるよう、情報提供の一層の充実に努める必要があります。

## 7 就学前教育

### 施策の方向性・柱

質の高い就学前教育の実現と、保育所、幼稚園、小学校の連携の拡充  
 保育所、幼稚園における就学前教育の充実  
 保育所、幼稚園、小学校の連携の拡充

### 指標

点検・評価の ための指標	実績・アンケート結果等の推移						(参考)プラン掲載目標値
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
保幼小連携事業を実施する保育所、幼稚園、小学校の割合	86.6%						平成20年度:83.1% 26年度:95.0%

### 平成22年度の主な取り組み、評価

保育所の施設長や保育士等の資質向上のため、就学前教育の相談技術や児童虐待問題など幅広い研修を行いました。

幼稚園の教諭の指導力、資質向上を図るため、公私立幼稚園における研修の実施や私立幼稚園への研修参加補助等を行いました。

保幼小が連携し情報の共有や相互理解などを行い、一人一人の子どもが入学してから生き生きと自己を発揮できるように、連携の意義について啓発を行いました。また子どもの生活や発達の連続性を考え、認可保育所、幼稚園から小学校へ、保育所児童保育要録や幼稚園幼児指導要録を送付し、小学校入学児童の一人一人について情報の共有化を図り、子どもの健やかな育ちを支援しました。

平成22年度評価	B	<p>小学校の学習環境へのスムーズな移行につながるよう保幼小連携事業を実施する保育所、幼稚園、小学校の割合を増やし、幼児教育から小学校教育への円滑な接続ができるよう取り組んできました。</p> <p>今後は、小学校の学習環境へのスムーズな移行につながるよう、さらに連携を強化していく必要があります。</p>
----------	---	---

## 今後（平成23年度以降）の課題と主な取り組み

保幼小連携への取り組みは、校区によって連携の内容や頻度にばらつきがあります。今後は、市内全域で保幼小連携に取り組む保育所、幼稚園、小学校の割合を増やすとともに、連携の内容についても質の向上を図っていくことが求められています。そのためには保育所、幼稚園、小学校のいずれもが無理なく取り組み、交流活動の内容の質を向上しつつ、子どもたちの育ちを実感できるような連携のあり方を研究していくことや、その内容を関係者全員で相互理解していくことが重要です。今後は、市内で行われている様々な連携の事例を基に、連携の内容やそれによる子どもの育ちを学べるようなガイドブック的役割を持つ(仮称)保幼小連携プログラムの作成を行います。

連携に取り組む易い仕組みづくりのために、連携事業のあり方を検討していくとともに、連絡協議会の実施などに取り組めます。

連携の意義を啓発する研修会や統合保育・カウンセリング研修等の職員間（保育所と幼稚園）の合同研修といった取り組みも継続して行います。

幼児教育から小学校教育への子どもの発達や学びの連続性を保障するため、就学先との情報の共有・伝達が必要になります。保育所児童保育要録や幼稚園幼児指導要録の送付を徹底するとともに、連携窓口（担当者）の明確化などに取り組めます。

## 8 青少年の健全育成

### 施策の方向性・柱

家庭・地域・学校・行政等の連携による、青少年健全育成のための社会環境づくり  
 青少年への社会体験活動等の機会や場の提供  
 不登校、ひきこもり等の問題を抱える青少年の自立支援の強化  
 青少年を取り巻く有害環境浄化への取り組みの推進  
 非行少年等に対する支援の推進

### 指 標

点検・評価の ための指標	実績・アンケート結果等の推移						(参考)プラン掲載目標値
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
青少年ボランティアステーションにおけるボランティア体験活動者数(延べ人数)	3,350人	5,518人					平成20年度:1,952人 26年度:3,200人
不登校児童生徒数	822人	799人					平成20年度:834人 25年度:750人
いじめ認知件数	132件	132件					平成20年度:150件 25年度:120件
シンナー等乱用少年の検挙補導者数	31人 (21年)	16人 (22年)					平成20年:37人 撲滅
刑法犯少年の検挙補導者数	1,498人 (21年)	1,458人 (22年)					平成20年:1,879人 減少

### 平成22年度の主な取り組み、評価

夏休み期間中に、子どもあるいは親子で参加できる、さまざまな体験活動等に関する情報を掲載したパンフレット「キッズチャレンジ2010」を市内の全小学生に配布し、子どもたちの体験活動の活性化を図りました。

子どもたちと地域の大人たち等との交流による青少年健全育成活動および地域づくりを目的に、戸畑区牧山校区をモデル地区として、集団遊びや昔遊びなどの体験活動や食事体験などを実施しました。

子ども会やボーイスカウトなどの青少年育成団体に所属する高校生・大学生等の青年リーダーからなる「青少年育成シニアリーダー会議“ぽんて”」を組織し、若者の視点で各団体の現状を見つめ直し、PR活動や団体間の交流促進、指導技術の提供などの取り組みを進めました。

青少年ボランティアステーションにおけるボランティア体験活動者数は延べ5,518人と平成26年度の目標値を約2,300人上回っています。

青少年のボランティアリーダー養成のため、青少年ボランティアクラブ「かけはし」を組織し、市やNPO団体等の要請に応じてキャンプやイベント等で活動を行い、ボランティア活動についてのさまざまな能力の向上に努めました。

青少年の家については、安全性や快適性を勘案し、必要な補修工事等を計画的に実施しています。平成22年度については、足立青少年の家の多目的トイレ新設工事のほか、既設トイレの改修工事を行いました。また、他の青少年の家についても、非常階段設置、防水工事などの安全性確保、浴槽の改修や空調設備の設置など、居住性にも配慮した改修工事を実施しました。

児童文化科学館については、プラネタリウムを設置している天文館の耐震診断を実施しました。

子ども総合センターに、非行少年の立ち直りと自立の支援を担当する課長・係長を配置し、体制強化を図りました。また、福岡県警察本部や北九州市教育委員会、子ども家庭局の担当部署で組織する「非行相談連絡会議」を4月に設置、年間11回開催し、警察・学校・行政が情報共有を図りながら、非行少年やその家庭への支援に取り組みました。

少年支援室(5室)で41,307件の来所・訪問・電話による相談を受け付けました。非行防止対策として、81回の街頭補導などを実施し、ポスター展や講演会などの啓発活動も行いました。不登校児童に対しては、カウンセリングによる指導や「いきいきふれあい教室」などの集団活動を通じて、児童の自立を図り学校復帰を目指す支援を行いました。

被虐待やひきこもり等の児童がいる家庭に、児童とふれあいながら心の健康の回復を図るため、メンタルフレンドを派遣(76件)しました。

携帯電話等が持つ危険性の周知や啓発を強化していくため、出前講演や各教室の実施、さらに啓発リーフレットを改訂するとともに、配布対象を新小学1年生の保護者から新小学4年生及び新中学1年生の保護者へ拡大する準備をしました。

行政や学校、地域及び警察等関係機関が一体となり、青少年の健全育成・非行防止を図るための総合的な取り組みを推進しています。主な取り組みとしては、非行防止教室や薬物乱用防止教室等の各教室の実施及び出前講演の実施、並びに少年補導委員をはじめとする地域の方々による街頭補導活動などの各種事業を実施しています。

青少年に対して薬物の危険性や及ぼす影響などを啓発し、薬物乱用防止を推進することを目的とするため、本市と市薬剤師会との間で「青少年に対する薬物乱用防止啓発事業に係る協定」を締結しました（平成22年5月20日）。

主な取り組み内容は、市内の学校、地域、企業等で行われる薬物乱用防止啓発のための講演会等に講師等を積極的に派遣する、本市が実施する薬物乱用防止に関する各種事業や研修会等を開催する際には積極的に相互協力を行う、などです。

青少年の深夜徘徊を抑止するため、民間警備業者に委託し、7月中旬～11月末まで、12月上旬～3月末までの間、毎日22時から翌日4時まで、深夜営業中の店舗周辺や駅周辺など市内の主要箇所をパトロールし、青少年への声掛けにより帰宅を促しました。

<p>平成22年度評価</p>	<p>B</p>	<p>子どもたちの社会体験活動の活性化を図るため、さまざまな体験活動等に関する情報発信をはじめ、青少年への社会体験活動の機会や場の提供を行ってきました。</p> <p>また、青少年のボランティアリーダー養成のため、さまざまな機会においてボランティア能力の向上を図る取り組みを進めてきました。</p> <p>非行防止教室をはじめとする各教室の実施や少年補導委員をはじめとする地域の方々による補導活動の実施、さらに、薬物乱用防止の推進を目的に、本市と市薬剤師会との間で協定を締結しました。</p> <p>また、携帯電話等が持つ危険性の周知や啓発を強化していくため、出前講演や各教室の実施、さらに啓発リーフレットの改訂等を行いました。</p> <p>青少年の健全育成や社会的自立支援のためには、引き続き、体制の整備や施設の充実に取り組む必要があります。</p>
-----------------	----------	---

## 今後（平成23年度以降）の課題と主な取り組み

青少年の健全育成及び社会的自立支援のより一層の推進を図るため、夏休み中におけるボランティア体験推進事業や関係機関と連携を図りながらのボランティア体験活動の情報発信等に努め、青少年のボランティア活動の受け皿を増やし、態勢の充実を図ります。

子どもたちの自然環境体験活動事業の充実を図るため、野外体験や自然環境体験活動を行う際のリーダー役となる人材を養成するため、環境教育などの意義や環境教育手法などを学ぶ「(仮称)青年環境ボランティアリーダー養成講座」を平成23年度から実施するほか、次世代の青年リーダー養成につながるような人材の循環サイクルをつくるため、「子ども育成活動サポーターズクラブ」などの事業を推進します。

青少年の家については、学校受入れ事業や主催事業などを今後とも継続的に行うため、施設の状況に応じて、平成23年度以降も必要な改修工事を計画的に実施していきます。

児童文化科学館天文館に設置しているプラネタリウム投影機器については、耐用年限も迫っており、故障も頻発しているため、機器更新が課題となっています。施設の機能やあり方については、平成23年度に、施設についてどのような更新方法をとるかなどの検討にあわせ、機器更新についても、時期や方法などを検討します。

少年支援室がより利用しやすい施設となるよう、そのあり方等について検討します。

警察・学校・行政などの関係部署とより一層の連携強化を図りながら、非行少年の立ち直りや自立に向けた支援を継続的に行います。

市政モニターアンケート(平成22年実施)結果によると、「問題を抱えた子どもへの支援がしっかりと進められているか」ということについて、否定的な回答(約32%)が肯定的な回答(約20%)を上回っています。この結果を真摯に受け止め、「青少年の健全育成」に向け、青少年を取り巻く有害環境浄化への取り組みや非行少年等に対する支援をより一層推進し、シンナー等乱用少年の検挙補導者数の撲滅及び刑法犯少年の検挙補導者数の減少を目指します。

携帯電話等が持つ危険性を周知していくためには、特に保護者に対する啓発が必要です。そのため、出前講演等による普及・啓発をより一層推進していきます。加えて、関係事業者の協力や一層の連携が必要不可欠であるため、継続的に「青少年を取り巻く有害環境に関する懇談会」を開催します。

## 9 若者の自立支援

### 施策の方向性・柱

社会生活を円滑に営む上での困難を抱えている若者が自立できる社会環境づくり  
若者の自立を支援する環境づくり

### 指 標

点検・評価の ための指標	実績・アンケート結果等の推移						(参考)プラン掲載目標値
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
社会生活を円滑に営む上での困難を抱えている若者の割合			1.89% (1/53)				減少 22年度:7.37% <若者の意識と実態に関するアンケート調査>
若者向けホームページへのアクセス件数	4,587件 (2か月)	16,048件					増加
「若者ワークプラザ北九州」を利用する就職希望者のうち、就職決定者数	924人	1,049人					平成20年度:857人 26年度:1,100人

若者向けホームページ：平成22年2月22日開設

### 平成22年度の主な取り組み、評価

若者向けホームページとして開設している『北九州市若者応援サイト「YELL」』により、若者に有益な情報（就業支援等の各種施策、各種相談窓口、市の魅力、お出かけ情報等）やそれぞれの専門機関の情報等を発信しています。平成22年度は16,048件のアクセスがありました。

青少年関係機関・団体等が行う支援を効果的かつ円滑に実施するため、関係機関等により構成される「北九州市子ども・若者支援地域協議会」を平成22年8月に設置し、子ども・若者を支援するためのネットワークづくりを行っています。平成22年度は、『代表者会議』を2回、『実務者会議』を7回開催しました。

若者の自立支援に対応する専門的な相談員「ユースアドバイザー」を養成するため、研修・養成プログラムに基づき、「ユースアドバイザー養成講習会」を開催しました。平成22年度は、高等学校（私立、単位制）、北九州市教育委員会、子ども総合センター、少年支援室、NPO団体、発達障害者支援センター等、20名の参加がありました。

「困難」を抱える子どもや若者を総合的にサポートあるいはコーディネートしていく総合相談窓口として『子ども・若者応援センター「YELL」』を平成22年10月6日に開設し、自立を支援しています。平成22年度は6ヶ月間で来所相談者実人数が158人となり延べ相談件数が791件（来所518件、電話273件）となりました。

若者ワークプラザ北九州を拠点に、概ね40歳までの若年求職者へ、就職活動に関する相談・助言、就職関連情報の提供、就業意識や職業能力向上の機会の提供、希望や適性にあった職業紹介等を行い、平成22年度は、約1,049名の就職が決定しました。

平成22年度評価	B	<p>総合相談窓口となる『子ども・若者応援センター「YELL」』と、『北九州市子ども・若者支援地域協議会』のネットワークを両輪として支援を開始しました。応援センター「YELL」には、開所以来6ヶ月間で791件の相談（うち実人数158人）が寄せられており、さまざまな悩みや課題を抱える若者に対し自立へ向けた継続した支援等を行っています。</p> <p>一人でも多くの若者が円滑な社会生活を送れるようになるためには、今後、更なるネットワークの充実・強化と併せて、相談者の状況に応じた自立メニューの検討と実施が必要です。</p>
----------	---	---

**今後（平成23年度以降）の課題と主な取り組み**

**相談体制の充実とコーディネート機能の強化**

応援センター「YELL」では開所以来、多くの若者や保護者が相談に訪れており、相談員2人では対応が困難となる状況が続いています。そのため、平成23年度から相談員を1名増員し相談体制の充実を図ります。また併せて 他機関との連携・情報収集・整理 支援機関への同行とつなぎ 支援メニューの企画・開発などを行うコーディネーターを1名新設し、一人ひとりに応じた、きめ細やかな自立支援を行います。

**ネットワークの強化・充実**

一つの機関で支援も含めて全て対応することは困難です。関係機関等が行う支援の継続性を維持し、効果的かつ円滑に支援するため、関係機関・団体等により構成される「北九州市子ども・若者支援地域協議会」を設置し、顔の見えるネットワークづくりを行っていますが、今後は更に、ネットワークに参画する関係機関の拡大を図るとともに、関係機関との連携を図りながら子ども・若者支援のための社会資源の開拓に努める必要があります。

#### 自立支援メニューの提供

相談者個々人の状態に応じた、社会的自立に向けたプログラムや支援メニューが北九州市にはほとんど無く、NPO等の社会資源も乏しいため、下記のようなプログラムや支援メニューを検討・実施していく必要があります。

#### 若年者社会参加準備支援プログラムの開発・実施

支援機関の既存メニューと連携できるものは連携しながら、今までに無かった部分をセミナー形式等（個別・集団）でサポート

#### 保護者のための親ゼミナールの実施

家庭で悩む保護者を対象にしたセミナーと相談会

厳しい雇用情勢の中で、企業が求職者の能力・資格・実務経験等を重視し、厳選採用を行う一方、求人があっても求職者の希望に合わない場合もあります。平成23年度も引き続き、求職者と企業の求人のミスマッチ解消に取り組みます。

## 10 家庭の教育力の向上

### 施策の方向性・柱

学習機会や情報の提供などによる、家庭の教育力の向上  
 子どもの健全育成の基礎となる家庭の教育力の向上

### 指 標

点検・評価の ための指標	実績・アンケート結果等の推移						(参考)プラン掲載目標値
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
朝食を「ほぼ毎日」食べる児童生徒の割合(小学生)		98.9% (87/88)	95.0% (96/101)				平成20年度:92.9% 25年度:100% <健康づくり実態調査>
朝食を「ほぼ毎日」食べる児童生徒の割合(中学生)		82.2% 「食育及び中学校給食に関する調査」より					平成20年度:83.6% 25年度:100% <食育及び中学校給食に関する調査>
家族の人が話をよく聞いてくれる割合(小学6年生)		86.3% 「北九州市学校教育実態調査」より					平成19年度:86.2% 増加 <北九州市学校教育実態調査>
家族の人が話をよく聞いてくれる割合(中学3年生)		79.8% 「北九州市学校教育実態調査」より					平成19年度:81.9% 増加 <北九州市学校教育実態調査>

## 平成 22 年度の主な取り組み、評価

家庭の教育力の向上を図るため、家庭における子どもとの接し方や、子どもへの教育上の留意点など、家庭教育上の様々な問題を解決する知識や能力について、保護者等が相互学習の中から習得できる学習機会の場である「家庭教育学級」を実施するとともに、保護者の子育てに対する戸惑いや不安を解決し、子育ての負担を少しでも軽くできるよう地域で活動する「子育てサポーター」の養成を行いました。

赤ちゃんがいる家庭に絵本を贈り、読み聞かせを通じて、親子の絆を深めることを目指す「ブックスタート事業」や、「10分間読書」をすべての小・中学校で実施するなど、読書活動に関する理解と関心を高める事業に取り組みました。

家庭や地域の教育力の向上を図るため、「北九州市子どもを育てる10か条」を継続的に実践してもらうよう、チラシやポスター等の配布、出前講演の実施等を行いました。

食育の推進のため、食育のスタートとなる妊娠期、授乳・離乳期、幼児期において、各段階に応じた食に関する講話や調理実演などの教室を、主に区役所で定期的を開催するほか、平成22年度は、休日の開催や調理実習などの体験型教室、託児を併設した離乳食教室などを実施しました。また、10月～11月の「北九州市食育キャンペーン」期間中に『親子で朝ごはん教室』も開催しました。

平成22年度評価	B	家庭教育学級や育児教室等を通じて、保護者が家庭教育の重要性を認識しながら子育てできる環境づくり、子どもの健全育成の基礎となる家庭の教育力の向上に努めました。 家庭の教育力の向上を図るためには、今後も継続的に啓発を行うことが必要です。
----------	---	---

## 今後（平成23年度以降）の課題と主な取り組み

家庭の教育力の向上には継続的な啓発が必要なため、家庭教育学級の実施箇所の拡充、家庭教育リーフレットの配布のほか、家庭教育の効果的・効率的な啓発方法について検討を続けます。

食育の推進を図り、基本的な生活習慣を育成するためには、乳幼児期は大切な時期であることから、乳幼児の保護者に対して、知識の普及を図ることは重要です。育児教室や母子の栄養教室等について、現状の実施方法では教室に参加できにくい人もいるため、参加しやすい教室内容にするなどの工夫が必要です。

## 11 安全・安心なまちづくり

### 施策の方向性・柱

子育て家庭が安全に安心して生活できる、公園、道路、住居等の都市環境づくり  
 子育て家庭が利用しやすい公園・遊び場の整備  
 防犯や防災など安全・安心なまちづくりの推進  
 子育て家庭に優しい都市環境の整備  
 交通安全の推進  
 子育てしやすい住環境の整備

### 指標

点検・評価の ための指標	実績・アンケート結果等の推移						(参考)プラン掲載目標値
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
子どもの公園 や遊び場に対 する満足度		41.8% (77/184)	42.8% (89/208)				増加
子どもとの外 出時に安心と 感じる割合		45.1% (83/184)	43.3% (90/208)				増加

### 平成22年度の主な取り組み、評価

乳幼児期の屋外における自然体験や社会体験の場、子育て中の親同士のコミュニケーションの場として、育児サークル等が活動する市民センターや児童館に隣接する既存公園を改修し、乳幼児コーナーを設置する「子育てに配慮した公園整備事業」を着実に進めました。

利用者からは「公園に来る回数が増えた。」「子育て中の親同士で話ができ、子育て中の不安やストレスが軽くなった。」などの好評な意見も得ており、市民ニーズに基づいた公園整備を進めることができました。

児童福祉施設56箇所、公立保育所等33施設、青少年施設5施設（足立青少年の家、畑キャンプセンター、矢筈山キャンプ場、堀越キャンプ場、帆柱キャンプ場）、市民センター全館131館に、AEDを設置し、研修等により正しい利用方法の周知に努め、利用者にとって、安全・安心な施設環境を整備しました。

思わぬ病気や怪我に冷静に対応できるよう、小中学生の年齢層に応じたカリキュラムを策定し、救命講習を実施することにより、「安全・安心」に対する意識向上を図るとともに、子どもたちが成人するまでに必要な、知識・技術を身に付ける「スクール救命士」事業を平成22年度から推進しています。

地域の自主防犯組織である「生活安全パトロール隊」による登下校時の子どもの見守り活動の実施や、小学校における防火・防災教育、中学校における災害図上訓練（J-D I G）など、防犯・防災対策を推進しました。

子どもの交通事故防止対策として、通学路に「文」マークの路面表示、学校・地域等で交通安全意識やマナー向上を図るため「交通安全教育」の実施、チャイルドシート着用の徹底や適正な使用方法、効果について広報啓発活動を実施しました。

子育てしやすい等居住環境が良質な住宅を普及させるため、子育て世帯を含むファミリー向けの良質な賃貸住宅を建設する民間事業者への補助や、誰もが使いやすい住宅への改造を行う上での建築士・施工業者のスキルアップを図るための研修会などを行いました。

平成22年度評価	B	<p>子育て家庭が利用しやすい公園・遊び場の整備、防犯・防災対策、交通安全の推進、住環境の整備などにより、安全・安心なまちづくりが進みました。</p> <p>子育て家庭が安全に安心して生活できるよう、引き続き環境の整備が必要です。</p>
----------	---	---

#### 今後（平成23年度以降）の課題と主な取り組み

地域住民の意見や、育児サークルの活動状況などを参考にしながら、乳幼児を対象とした公園整備、危険箇所等の早急な改修など、多くの市民にとって利用しやすい公園づくりを進めます。

チャイルドシート着用率について、22年度は48%で昨年より若干増加していますが、さらに上げるため、継続して啓発を行います。

経済状況などの理由により、子育て世帯、ファミリー向けの良質な賃貸住宅の建設事業への補助を申し込む民間事業者が、少なくなっていますが、今後も良質な賃貸住宅の供給のため継続的な取り組みを進めます。

## 12 社会的養護が必要な子どもへの支援

### 施策の方向性・柱

社会的養護が必要な子どもが、それぞれの子どもにあった生活環境で、健やかにはぐくまれ、自立できる社会環境づくり

児童養護施設における生活環境整備等の促進

里親や小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の普及促進

### 指標

点検・評価のための指標	実績・アンケート結果等の推移						(参考)プラン掲載目標値
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
小規模グループケア実施箇所数	7箇所	9箇所					平成21年度:7箇所 (42名) 26年度:14箇所 (84名)
要保護児童数に対する里親・ファミリーホーム委託率	9.1%	11.3%					平成21年度:9.1% 26年度:15.0%

### 平成22年度の主な取り組み、評価

児童養護施設等において、家庭的な環境の中で職員との個別的な関係を重視したケアを提供するため、小規模グループケアを実施しています。平成22年度は、2箇所増設し、9箇所で開催しました。

児童養護施設等を退所し、就職する児童に対し、共同生活を営む住居において、相談や日常生活上の援助、生活指導や就職支援を行うことで、児童の社会的自立の促進に寄与するため、児童用自立援助ホームを運営しています。平成22年度は、既に運用している男子児童用自立援助ホームに加え、女子児童用自立援助ホームを創設しました。

保護者のいない児童などに対して、家庭的養護を促進し基本的な生活習慣を確立するとともに、児童の自立を支援するため、ファミリーホームを運営しています。平成22年度は1箇所増設し、市内で3箇所設置しました。

里親やファミリーホームへの要保護児童の委託を促進するため、里親制度を紹介したリーフレットを10,000部作成し、各区役所子ども・家庭相談コーナー等に配置しました。また、民生・児童委員や児童問題に関心の高い団体等を対象に、出前講演などを行い広報啓発活動に取り組みました。

里親登録数は前年度と比べ6組増え、68組となりました。

<p>平成22年度評価</p>	<p>C</p>	<p>家庭的な環境の中で、安定した人間関係下で子どももケアできるよう小規模グループケアを2箇所、ファミリーホームを1箇所増設しました。</p> <p>今後も、児童居室の個室化による児童のプライバシーへの配慮や、小規模グループケアによる家庭的な養護の促進に取り組みます。</p> <p>里親登録数も前年度と比べ、6組増えているものの、委託率の目標値を達成するためには、より多くの登録者が必要です。家庭的な養育環境としての里親、ファミリーホームのさらなる普及を促進するとともに、それぞれの子どもにあった養育環境を提供することで、子どもの置かれた状況に応じた社会的養護を実施します。</p>
-----------------	----------	--

今後（平成23年度以降）の課題と主な取り組み

児童養護施設の児童居室の個室化については、平成23年度に2箇所の児童養護施設で行います。今後も個室化を推進し、中高生等の年長児童のプライバシー確保を図ります。

小規模グループケア実施箇所については、平成26年までに14箇所設置する目標に向けて、着実に増設し、より多くの児童へきめ細かなケアを提供します。

自立援助ホームについては、男女とも利用が可能になったことから、児童の自立の支援についてさらなる充実を図ります。

児童養護施設には、アスペルガー症候群などの軽度発達障害児や知的な遅れのある児童（処遇困難児）など手厚いケアを必要とする児童が多く入所しています。処遇困難児への手厚いケアを行うためには、職員体制を拡充します。

ファミリーホームの増設により、家庭的な養育環境をより多く提供することができ、児童の自主性を尊重するとともに、豊かな人間性及び社会性を養う上でも効果的と考えます。今後もファミリーホーム移行可能な里親に働きかけ、開設を促進します。

里親については、引き取られる児童の特性や家族背景を踏まえた細かな配慮が必要であり、さまざまな児童の状況に対応できるよう、より一層の里親登録数の増加と里親の資質向上を目指します。

### 13 ひとり親家庭への支援

#### 施策の方向性・柱

ひとり親家庭が自立し、安定した生活を営むことができる社会環境づくり  
ひとり親家庭の生活の安定と向上

#### 指 標

点検・評価の ための指標	実績・アンケート結果等の推移						(参考)プラン掲載目標値
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
ひとり親家庭 の就業を支援 する施策の利 用数 (母子福祉セ ンターにおけ る講座等の受 講延べ人数)	4,785人	4,438人					平成20年度:4,897人 平成26年度:6,000人
母子福祉セン ターを知らない 人の割合 (母子家庭)		57.7% (15/26)	25.9% (7/27)				平成18年度:26.4% 減少 <母子世帯等実態調査>
母子福祉セン ターを知らない 人の割合 (父子家庭)		66.7% (2/3)	50.0% (2/4)				平成18年度:43.7% 減少 <母子世帯等実態調査>
子ども・家庭 相談コーナー を知らない人 の割合 (母子家庭)		38.5% (10/26)	40.7% (11/27)				平成18年度:16.2% 減少 <母子世帯等実態調査>
子ども・家庭 相談コーナー を知らない人 の割合 (父子家庭)		33.3% (1/3)	75.0% (3/4)				平成18年度:39.6% 減少 <母子世帯等実態調査>

#### 平成22年度の主な取り組み、評価

就業による自立を促進するため、母子福祉センターでの就業支援に加え、看護師等の資格取得を支援する「高等技能訓練促進費等給付金」の支給、ひとり親家庭への理解を示

す複数の企業への就業の機会を提供する「合同就職説明会」の開催、就業の拡大に向けた環境整備を図る「在宅就業支援事業」の実施など就業支援の強化に取り組みました。

各家庭が自立に必要な施策を有効に活用できるよう「ひとり親家庭のガイドブック（携帯版）」を作成し、児童扶養手当受給者全員に配布するなど、ひとり親家庭施策の周知を図りました。

ひとり親家庭等医療費支給制度においては、母子、父子などひとり親家庭等の健康の向上と福祉の増進を図るため、保険診療による医療費の自己負担額を助成しています。父子家庭については、平成21年10月から助成対象としていますが、平成23年3月末現在で、父子の父又は子は937人となっており、対象者は増加しています。

児童扶養手当において、ひとり親家庭の生活の安定と自立を促進し、もって児童の福祉の増進を図るため、平成22年8月1日に「児童扶養手当法の一部を改正する法律」が施行され、それまで支給の対象外であった父子家庭の父も支給の対象となりました。平成23年3月末現在で463件の申請を受理しました。

平成22年度評価	C	<p>ひとり親家庭の生活の安定と向上を図るため、就業支援、経済的支援、子育て・生活支援、相談・情報提供等の施策に総合的に取り組みました。</p> <p>しかしながら、母子家庭等への支援を総合的に行う母子福祉センターの認知度が低く、講座等の受講延べ人数が減少している状況もみられます。就業により収入を安定的に確保するため、就業支援策のさらなる充実を図るとともに、各家庭が自立に必要な施策を有効に活用できるようPRに努めるなど、総合的な自立支援を行います。</p>
----------	---	--

#### 今後（平成23年度以降）の課題と主な取り組み

母子福祉センターや子ども・家庭相談コーナーの認知度が低いことから、「ひとり親家庭のための合同就職説明会」で周知を図るなど、様々な機会を通じてこれらの施設のPRに努めるとともに、ひとり親家庭の自立に向けた取り組みをさらに充実させる必要があります。

母子福祉センターにおける講座等の受講延べ人数が減少しています。講座等を充実させるとともに、PRの強化に取り組む必要があります。また、就業支援の強化を図るため、母子自立支援プログラム策定事業の充実に取り組みます。

平成23年度実施予定の母子世帯等実態調査の結果等を踏まえ、ひとり親家庭支援施策の効果的な取り組みを検討します。

## 14 児童虐待への対応

### 施策の方向性・柱

児童虐待の発生予防に努めるとともに、早期発見、早期対応により、虐待が深刻化する前に適切な支援ができる社会環境づくり

児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応および適切な支援

### 指 標

点検・評価の ための指標	実績・アンケート結果等の推移						(参考)プラン掲載目標値
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
児童虐待対応 件数	316件	308件					平成20年度:374件 減少

### 平成22年度の主な取り組み、評価

平成21年度に改定した「児童虐待対応連携マニュアル」に基づき、子ども総合センターと区役所の子ども・家庭相談コーナーとが緊密な連携、役割分担（比較的軽微なケースについては区役所の子ども・家庭相談コーナーが対応し、立入調査や一時保護等、行政権限の発動を伴うようなケースは子ども総合センターが対応）を行うことでより効率的・効果的な児童虐待防止対策を推進しました。また、子ども総合センターの初期対応実務について、子ども・家庭相談コーナーの担当者を対象に体験研修を実施するなど、要となる職員のスキルアップを図ることで区における虐待対応能力の向上を図りました。

「要保護児童対策地域協議会」として、市レベルの「代表者会議」を年2回、区レベルでの「実務者会議」を19回、ケースごとの「個別ケース会議」を各区毎月1回開催し、3層構造の中で、関係機関との連携を図り、早期発見・早期対応に向けて取り組みました。

関係職員の資質の向上のため、虐待対応等に必要となる法律問題の研修を毎月開催しました。また、児童虐待防止推進月間（11月）に「児童虐待問題連続講座」を開催（約250名参加）するとともに、「市政だより」に特集記事を掲載し、市民への周知啓発を行いました。

児童虐待の早期発見・早期対応を行うため、平成21年度から保育所、幼稚園、小中学校を对象に「児童虐待対応リーダー養成研修」を開催しており、平成22年度は幼稚園や小中学校306施設の職員を对象に研修を実施しました。

区役所子ども・家庭相談コーナーでは、子ども総合センターとともに児童虐待通告や相談を受け、子どもの安全確認を行うとともに、比較的軽微なケースについては相談・支援等の対応を行いました。子ども・家庭相談コーナーの体制を強化するため、平成22年4月より、全区役所に保育士を配置しました。

臨床心理士と保育課保育士が、虐待等が疑われる子どもやその保護者が通う保育所を訪問し、93件の事例について、児童のケアや保護者の支援・指導を行いました。

児童虐待につながりやすい状況を早期に把握し予防するため、生後4か月までの乳児がいる全ての家庭や乳幼児健康診査の未受診者に対して、家庭訪問等を実施し、子育て情報の提供を行うとともに、育児の相談に応じるなどの支援を行いました。

児童虐待の再発防止や未然防止等を図るために、家族のためのペアレントトレーニング事業で、虐待を行なった保護者や養育不安のある保護者(33件)に対して、カウンセリングや児童に対する養育技術の訓練などを行いました。

平成22年度評価	B	<p>関係機関と連携しながら、市内で発生した児童虐待に適切に対応するとともに、職員の資質向上を図りました。</p> <p>保育カウンセラー事業は、虐待などが疑われる子どもや保護者に関わる保育所を訪問し、その対応などに関する相談を受け、助言などを実施することから、児童虐待の早期対応・防止につながりました。</p> <p>今後も、児童虐待の早期発見・早期対応を行うため、関係機関との連携が必要です。</p>
----------	---	--

**今後(平成23年度以降)の課題と主な取り組み**

「児童虐待対応リーダー養成研修」や「法律研修」、「児童虐待問題連続講座」を引き続き開催していくことで、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応に取り組むとともに、関係職員の資質の向上や市民への周知啓発を図ります。

引き続き子ども総合センターと区役所の子ども・家庭相談コーナーとが緊密な連携・役割分担の下、効果的かつ効率的な児童虐待防止対策を推進していきます。

「要保護児童対策地域協議会」を通じて、引き続き関係機関による円滑な連携・協力を推進し、要保護児童の早期発見、適切な保護に取り組んでいきます。平成23年度は市レベルの「代表者会議」に新たに4団体を加え、ネットワークの強化を図ります。

保育所からの相談内容によっては複数回の訪問が必要なため、臨床心理士と保育課保育士の派遣回数を増やし、保育所の保育相談や相談機能の強化を図ります。

児童虐待を予防するために、「生後4か月までの乳児家庭全戸訪問」や「乳幼児健康診査未受診者フォローアップ」事業を継続して実施するとともに、関係機関との連携を強化します。

育児不安を抱える家庭や、食事・生活環境等について不適切な養育状態にある家庭に対しては、早期に対応し、継続した支援が必要であることから、育児や簡単な家事等の適切な指導・助言を行うため、訪問指導員の派遣を検討します。

複雑化する家族背景に対応するために、家族のためのペアレントトレーニングに引き続き取り組み、児童虐待の再発防止や未然防止を図ります。

引き続き被虐待児の家庭にもメンタルフレンドを派遣し、児童とその家族の経過観察を行い、虐待の再発防止や早期発見を目指します。また、様々なニーズに対応できるようメンタルフレンド登録者数の増加を図るとともに、研修を行い質の向上を図ります。

## 15 障害のある子どもへの支援

### 施策の方向性・柱

障害のある子どもが安心して生活できる社会環境づくり  
 障害のある子どもの早期発見と、相談・支援体制の強化  
 保育所等での障害のある子どもの受け入れの促進と、小学校等入学時の情報伝達の強化  
 障害のある子どもの放課後対策の充実  
 相談支援体制の強化と、保護者のレスパイト（一時的休息）や就労支援の充実  
 重度の障害のある子どもへの支援の強化  
 発達障害のある子どもへの支援の充実

### 指標

点検・評価の ための指標	実績・アンケート結果等の推移						(参考)プラン掲載目標値
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
専門相談機 関・施設に相 談する割合		49.2% (125/254)	40.8% (113/277)				平成20年度:47.8% 増加 < 障害児・者実態調査 >
相談する相手 がいない人の 割合		3.9% (10/254)	4.7% (13/277)				平成20年度:7.6% 減少 < 障害児・者実態調査 >

### 平成22年度の主な取り組み、評価

発達が気になる乳幼児に対して、専門職がチームで相談に応じる「わいわい子育て相談」や遊びを通して支援する「親子遊び教室」の充実を図り、発達障害の早期発見及び支援体制の強化を図りました。

地域の保育所や幼稚園、学校、区役所、専門機関などが連携しながら、障害のある子どもの状態に応じた相談支援体制の整備に努めました。

障害のある子どもの福祉の向上と、保護者の就労支援をするため、統合保育が可能な重度の障害のある子どもの、直営保育所での受け入れを開始しました。

直営保育所の持つノウハウを活かし、八幡西区黒崎保育所に「親子通園クラス」を設置し、今年度12組(延べ65組)の発達の気になる子どもと保護者を受け入れ、継続した関わりの中で、子育ての楽しさや子どもの成長の喜びを伝えるなどの支援を行いました。

障害児療育の中核機関である「総合療育センター」の地域支援室による地域の保育所、幼稚園や通園施設等への支援を行いました。

障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者地域生活支援センターにおいて、障害者やその家族等からの相談に応じ、必要な支援を行いました。

日中一時支援事業について、受入定員数を増やす取組みとして、新規事業者の参入を呼びかけるとともに既存の事業者に定員枠拡大を依頼したことにより、受入定員も増加させることができ、障害のある子どもの放課後対策と保護者の就労支援、介護負担の軽減を図ることができました。

市西部地区における発達障害がある人への支援の充実を図るため、「発達障害者支援センター」の西部分所を設置（平成22年4月）しました。また、発達障害児（者）のライフステージを通じた一貫した支援を推進するため、成長の記録や日常生活の状況などを記録できる「発達障害者のためのサポートファイル」の普及を図りました。

平成22年度評価	B	関係機関の連携による相談・支援体制の強化、障害のある子どもの支援や、その保護者の負担軽減などに取り組みました。 親子通園事業では、発達が気になる子どもや育児に不安のある保護者の支援を始めました。 障害のある子どもが安心して生活できる社会環境づくりをすすめるためには、今後も関係機関との連携や事業の充実が必要です。
----------	---	--

#### 今後（平成23年度以降）の課題と主な取り組み

発達障害を早期に発見し支援することは、子どもの健やかな発育を促し、保護者の不安の軽減や様々な問題を予防することができるため、乳幼児健診項目の見直しや関係機関との連携等、早期発見及び早期支援体制をさらに強化する必要があります。

「親子通園クラス」は平成23年7月より、小倉北区東篠崎保育所（直営）で事業を開始します。

統合保育が可能な重度の障害のある子どもを直営保育所で引き続き受け入れます。

相談窓口については、専門の窓口がたくさんあり、非常に助かっているという意見がある一方で、窓口があり過ぎて、どこに相談していいのかわかりにくいなどの課題があることから、相談窓口の有機的連携のあり方、相談支援体制の一本化などについて検討していきます。

日中一時支援事業について、重度障害児が利用しやすい制度にしてほしいとの要望や予算の状況を踏まえ、事業者の新規参入の促進、受入定員の増加に努めるなど、事業の充実を図るための検討を行います。

在宅の障害児（者）を一時的に預かるショートステイ事業については、事業者数は増加していますが、重度の障害児（者）を受け入れる事業所が少ないことから、そのニーズに対応することが困難になっているため、既存事業所の受け入れ枠の拡大や新規事業者への参入の働きかけを行っていきます。